

金監督第 2409 号
令和 3 年 10 月 12 日

一般社団法人 全国銀行協会 御中

金融庁監督局総務課長
野崎 英司

弁護士の職務上の氏名を使用する口座開設について（周知依頼）

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。同会の「弁護士の職務上の氏名に関する規律」では、同会への届出又は同会の許可を得ることで、弁護士は戸籍上の氏名以外の氏名を職務上の氏名として使用することができ、職務上の氏名を使用する弁護士が弁護士の職務を行う際には、職務上の氏名を使用しなければならないと定めております。

また、同会の「弁護士の預り金の管理に関する規律」では、弁護士に対し預り金保管のために職務上の氏名により預り金専用口座の開設すること及び当該口座の口座名義に「預り金」、「預り口」、「預り金口」等の語を使用することを義務付けております。

以上のとおり、弁護士が、その職務において使用する金融機関の口座については、職務上の氏名にて口座を開設することが必要となるとのことです。

当庁といたしましても、弁護士が職務上の氏名を使用した口座を開設することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴協会におかれましては、別紙記載の要望内容・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障がない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いします。

以 上

金監督第 2409 号
令和 3 年 10 月 12 日

一般社団法人全国地方銀行協会 御中

金融庁監督局総務課長
野崎 英司

弁護士の職務上の氏名を使用する口座開設について（周知依頼）

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。
同会の「弁護士の職務上の氏名に関する規律」では、同会への届出又は同会の許可を得ることで、弁護士は戸籍上の氏名以外の氏名を職務上の氏名として使用することができ、職務上の氏名を使用する弁護士が弁護士の職務を行う際には、職務上の氏名を使用しなければならないと定めております。

また、同会の「弁護士の預り金の管理に関する規律」では、弁護士に対し預り金保管のために職務上の氏名により預り金専用口座の開設すること及び当該口座の口座名義に「預り金」、「預り口」、「預り金口」等の語を使用することを義務付けております。

以上のとおり、弁護士が、その職務において使用する金融機関の口座については、職務上の氏名にて口座を開設することが必要となるとのことです。

当庁といたしましても、弁護士が職務上の氏名を使用した口座を開設することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴協会におかれましては、別紙記載の要望内容・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障がない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いします。

以 上

金監督第 2409 号
令和 3 年 10 月 12 日

一般社団法人第二地方銀行協会 御中

金融庁監督局総務課長
野崎 英司

弁護士の職務上の氏名を使用する口座開設について（周知依頼）

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。
同会の「弁護士の職務上の氏名に関する規律」では、同会への届出又は同会の許可を得ることで、弁護士は戸籍上の氏名以外の氏名を職務上の氏名として使用することができ、職務上の氏名を使用する弁護士が弁護士の職務を行う際には、職務上の氏名を使用しなければならないと定めております。

また、同会の「弁護士の預り金の管理に関する規律」では、弁護士に対し預り金保管のために職務上の氏名により預り金専用口座の開設すること及び当該口座の口座名義に「預り金」、「預り口」、「預り金口」等の語を使用することを義務付けております。

以上のとおり、弁護士が、その職務において使用する金融機関の口座については、職務上の氏名にて口座を開設することが必要となるとのことです。

当庁といたしましても、弁護士が職務上の氏名を使用した口座を開設することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴協会におかれましては、別紙記載の要望内容・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障がない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いします。

以 上

金監督第 2409 号
令和 3 年 10 月 12 日

一般社団法人
全国信用組合中央協会 御中

金融庁監督局総務課長
野崎 英司

弁護士の職務上の氏名を使用する口座開設について（周知依頼）

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。
同会の「弁護士の職務上の氏名に関する規律」では、同会への届出又は同会の許可を得ることで、弁護士は戸籍上の氏名以外の氏名を職務上の氏名として使用することができ、職務上の氏名を使用する弁護士が弁護士の職務を行う際には、職務上の氏名を使用しなければならないと定めております。

また、同会の「弁護士の預り金の管理に関する規律」では、弁護士に対し預り金保管のために職務上の氏名により預り金専用口座の開設すること及び当該口座の口座名義に「預り金」、「預り口」、「預り金口」等の語を使用することを義務付けております。

以上のとおり、弁護士が、その職務において使用する金融機関の口座については、職務上の氏名にて口座を開設することが必要となるとのことです。

当庁といたしましても、弁護士が職務上の氏名を使用した口座を開設することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴協会におかれましては、別紙記載の要望内容・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障がない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いします。

以上

金監督第 2409 号
令和 3 年 10 月 12 日

全国信用金庫協会 御中

金融庁監督局総務課長
野崎 英司

弁護士の職務上の氏名を使用する口座開設について（周知依頼）

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。同会の「弁護士の職務上の氏名に関する規律」では、同会への届出又は同会の許可を得ることで、弁護士は戸籍上の氏名以外の氏名を職務上の氏名として使用することができ、職務上の氏名を使用する弁護士が弁護士の職務を行う際には、職務上の氏名を使用しなければならないと定めております。

また、同会の「弁護士の預り金の管理に関する規律」では、弁護士に対し預り金保管のために職務上の氏名により預り金専用口座の開設すること及び当該口座の口座名義に「預り金」、「預り口」、「預り金口」等の語を使用することを義務付けております。

以上のとおり、弁護士が、その職務において使用する金融機関の口座については、職務上の氏名にて口座を開設することが必要となるとのことです。

当庁といたしましても、弁護士が職務上の氏名を使用した口座を開設することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴協会におかれましては、別紙記載の要望内容・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障がない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いします。

以 上

金監督第 2409 号
令和 3 年 10 月 12 日

一般社団法人全国労働金庫協会 御中

金融庁監督局総務課長
野崎 英司

弁護士の職務上の氏名を使用する口座開設について（周知依頼）

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。
同会の「弁護士の職務上の氏名に関する規律」では、同会への届出又は同会の許可を得ることで、弁護士は戸籍上の氏名以外の氏名を職務上の氏名として使用することができ、職務上の氏名を使用する弁護士が弁護士の職務を行う際には、職務上の氏名を使用しなければならないと定めております。

また、同会の「弁護士の預り金の管理に関する規律」では、弁護士に対し預り金保管のために職務上の氏名により預り金専用口座の開設すること及び当該口座の口座名義に「預り金」、「預り口」、「預り金口」等の語を使用することを義務付けております。

以上のとおり、弁護士が、その職務において使用する金融機関の口座については、職務上の氏名にて口座を開設することが必要となるとのことです。

当庁といたしましても、弁護士が職務上の氏名を使用した口座を開設することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴協会におかれましては、別紙記載の要望内容・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障がない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いします。

以上

金監督第 2409 号
令和 3 年 10 月 12 日

株式会社商工組合中央金庫 御中

金融庁監督局総務課長
野崎 英司

弁護士の職務上の氏名を使用する口座開設について（周知依頼）

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。
同会の「弁護士の職務上の氏名に関する規律」では、同会への届出又は同会の許可を得ることで、弁護士は戸籍上の氏名以外の氏名を職務上の氏名として使用することができ、職務上の氏名を使用する弁護士が弁護士の職務を行う際には、職務上の氏名を使用しなければならないと定めております。

また、同会の「弁護士の預り金の管理に関する規律」では、弁護士に対し預り金保管のために職務上の氏名により預り金専用口座の開設すること及び当該口座の口座名義に「預り金」、「預り口」、「預り金口」等の語を使用することを義務付けております。

以上のとおり、弁護士が、その職務において使用する金融機関の口座については、職務上の氏名にて口座を開設することが必要となるとのことです。

当庁といたしましても、弁護士が職務上の氏名を使用した口座を開設することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴金庫におかれましては、別紙記載の要望内容・趣旨を踏まえ、システム上の制約その他特段の支障がない限り適切な対応がなされるよう、お願いします。

以 上

金 監 督 第 2409 号
令 和 3 年 10 月 12 日

農林中央金庫 御中

金融庁監督局総務課長
野崎 英司

弁護士職務上の氏名を使用する口座開設について（周知依頼）

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、日本弁護士連合会より別紙のとおり要請がありましたので、ご連絡いたします。同会の「弁護士職務上の氏名に関する規律」では、同会への届出又は同会の許可を得ることで、弁護士は戸籍上の氏名以外の氏名を職務上の氏名として使用することができ、職務上の氏名を使用する弁護士が弁護士の職務を行う際には、職務上の氏名を使用しなければならないと定めております。

また、同会の「弁護士の預り金の管理に関する規律」では、弁護士に対し預り金保管のために職務上の氏名により預り金専用口座の開設すること及び当該口座の口座名義に「預り金」、「預り口」、「預り金口」等の語を使用することを義務付けております。

以上のとおり、弁護士が、その職務において使用する金融機関の口座については、職務上の氏名にて口座を開設することが必要となるとのことです。

当庁といたしましても、弁護士が職務上の氏名を使用した口座を開設することは、法令上特段差し支えないものと判断しておりますので、貴金庫におかれましては、別紙記載の要望内容・趣旨を踏まえ、傘下金融機関に対し、システム上の制約その他特段の支障がない限り適切な対応がなされるよう、周知方お願いします。

以 上

金監督第 2409 号
令和 3 年 10 月 12 日

日本弁護士連合会 御中

金融庁監督局総務課長
野崎 英司

弁護士の職務上の氏名を使用する口座開設について

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2021 年（令和 3 年）9 月 3 日付日弁連総第 11 号にて要請のあった件について、別紙のとおり各業界団体宛に周知しましたので、了知願います。